

平成 1 8 年度
宮城県行政評価委員会

日 時：平成 1 9 年 2 月 1 5 日（木曜日）

午前 1 0 時 0 0 分から

場 所：宮城県庁行政庁舎 4 階 庁議室

平成18年度 宮城県行政評価委員会 議事録

日時：平成19年2月15日（木） 午前10時00分から

場所：宮城県庁行政庁舎4階 庁議室

出席委員：大村 虔一 委員 関田 康慶 委員 林山 泰久 委員
森杉 壽芳 委員 長谷川信夫 委員 浅野 孝雄 委員
田中 仁 委員 宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員
濃沼 信夫 委員 沼倉 雅枝 委員 水原 克敏 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成18年度宮城県行政評価委員会を開催いたします。

本日は大村委員長をはじめ、12名の委員全員のご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定により定足数を満たし、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして村井知事よりごあいさつ申し上げます。

村 井 知 事 皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、平成18年度宮城県行政評価委員会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本年度も各委員の皆様には政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会に分かれまして大変ご熱心にご審議をいただいていたというふうに向っております。その結果として、それぞれの部会から大変示唆に富むご答申をちょうだいいたしましたことに対しまして、この場をお借りをいたしまして改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。まことにありがとうございました。

皆様方からいただきました答申につきましては、そのご意見について検討させていただいた上で、県としてそれぞれ評価書を作成したところでございまして、また、評価結果の予算への反映状況につきましては、2月6日に公表させていただいたところでございます。

本日は、審議結果等の報告、それから事業評価制度の改正案についての審議、また、私が先日作りました宮城の将来ビジョンについての報告を予定させていただいております。宮城の将来ビジョンにつきましては、総合計画審議会からの答申を踏まえまして、一昨日招集をされました第312回の県議会に提案をさせていただいているところでございます。具体的な取り組みやその成果の数値目標等を行動計画として定めた上で、平成19年度からそれぞれの取り組みを開始することとしております。

なお、宮城の将来ビジョンに基づく平成19年度の取り組みは、平成20年度に評価をしていただくという形になるかというふうに思います。したがって、平成19年度は今年度の行政活動の評価と審議と並行いたしまして平成20年度から新しい評価制度の審議もお願いするという形になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

きょうは、そういったことで忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。皆様からいただきましたご意見を真摯に受けとめまして前向

きに検討することにしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まことにありがとうございます。

司 会 村井知事、ありがとうございました。
なお、村井知事には所用のため途中で退席させていただきますのでよろしくお願います。

村 井 知 事 後ろ髪を引かれるような思いですが、いろいろございまして申しわけございません。失礼させていただきます。よろしくお願います。

司 会 引き続きまして、次第の「3 議事」に入らせていただきます。
行政評価委員会条例の規定によりまして、ここからは大村委員長に議長をお願いいたしますのでよろしくお願いたします。

大村委員長 それでは、始めたいと思いますが、各部会の皆様には既にお集まりをいただいてそれぞれの今日の議題の中身についてご議論をいただいているところでございますが、この評価委員会としては最初でございます。新しい知事さんの中で新しい将来ビジョンの枠組みなどが決まってきていて、そういう枠組みと評価システムというのがどういうふうリンクするのかというのはなかなかいろいろ課題はあるような感じもいたしますが、きょうはこれまで各部会でご検討いただきましたことを中心に議事を進めてまいりたいと思います。

いっぱいあってなかなかお昼までは終わらなような気配もありますので、少しはしよりましてやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願申し上げます。

議事に入ります前に、最初に議事録署名委員のことでございますが、原則名簿順でお願いしております。きょうは関田副委員長と水原委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。よろしくお願いを申し上げます。

次に、定例の話ですが、会議の公開についてですが、当委員会の決定に従いまして当会議は公開といたします。傍聴に際しましては本会議に表示してあります宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画などにつきましては事務局職員の指示に従い会議の妨げにならないようお願いしたいと思います。

続きまして、本日の委員の皆様のお手元にお配りしてある資料などについて事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

末 長 室 長 はい、それでは私の方からご説明いたします。
次第の下に配付資料というところがございます。資料等をつけております。本日の資料につきましては、報告資料が1から6まで。それから、審議資料が1、2。あと、参考資料が1、2、3、三つです。都合11種類の資料をつけてございます。ご確認をよろしくお願いたします。

本日の委員会の進め方でございますけれども、最初に「報告」というところで、報告資料の1から3と、参考資料の1に基づきまして、各部長さん方から各部会の審議結果についてご報告をいただきます。

その次に、報告資料の4に基づきまして、私から18年度の評価結果と反映状況についてご報告いたします。

次、「審議」に移りまして、「行政評価制度の改正案について」、これに基づきましての審議資料の1と2、大規模評価部会と公共事業評価部会に係る案件でございましたので、先日両部会が開催され、その中で調査審議を行っておりますので、各部長さん方からご報告いただいた後、本委員会でこの行政評価制度の改正案についてご審議をいただくことになっています。

引き続き、「報告」といたしまして「宮城の将来ビジョン」、これに基づきましては、報告資料の5とそれから5-1をA3版でつけております。この資料に基づきまして政策課長からご説明申し上げます。

最後に「その他」で、報告資料の6に基づきまして平成19年度の行政評価委員会の開催予定等について私からご説明する予定となっております。

以上でございます。

大村委員長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会議を進めていきたいと思っております。

最初は、「報告 各部会の審議結果について」、政策評価部会、大規模評価部会、公共事業評価部会の順に報告をいただきたいというふうに思っております。

初めに政策評価部会につきまして関田部会長からよろしく願いいたします。

関田委員 それでは、政策評価部会からの審議結果に基づきましてご報告をさせていただきます。

平成18年6月16日付で、知事から30政策105施策が行政評価委員会に対して諮問され、当部会におきましては福祉、環境、教育、産業、社会資本の5つの分科会において審議を行いました。延べ17回の分科会を開催いたしまして、幾つかの提言がなされています。

諮問を受けました政策・施策の中で、分科会では21政策66施策に基づきまして審議を行いました。その結果、約160件、施策に関しては270件程度の意見提言がなされております。全体的な政策・施策の評価に基づきましては、1から7の7段階で県の自己評価に対する部会からの評価を行いました。1から7の数字によって判定しておりますが、数字が大きいほど県が行った評価の妥当性が高いという評価になっています。4が中央、真ん中ぐらいの評価ということで行いました。

その結果ですが、政策評価では、県の評価に対しまして「5」と判定したものが4件、「4」が9件、「3」が8件でありました。大体真ん中に中央がありまして、対照的な評価になっております。

施策評価では、県の評価に対しまして「7」と判定したものが2件、「6」が1件、「5」が1件、「4」が27件、「3」が24件、「2」が2件

ということで、かなり具体性のある施策ということでもありますので、評価がばらついております。非常にすぐれた妥当性のある評価と、かなり相違がある、乖離のある評価があるということが示された結果だと思えます。

審議を行いまして、全体的な事項については幾つかありますのでご報告したいと思えます。

まず、評価制度全般についてでございますが、現在進められております、平成19年度を初年度とする、いわゆる宮城の将来ビジョンの策定に当たっては、可能な限り部会の意見を反映していただきたいという意見を出しました。これは、総合計画とかビジョンというのが行政評価のシステムの中でどういうふうに取りこめるかということを考えてときに、余り乖離があると連続的な行政評価ということが非常に難しい課題を抱えますので、部会の意見も反映していただきたいということでございました。

それから、政策評価指標が変更されるようなことがありますと、連続的、継続的に政策・施策の有効性・効率性等の判定が非常に難しくなります。特に指標によってはタイムラグがあって、中・長期的に数年間インターバルでとるような指標もありますので、そうすると、この継続的なモニタリングなり評価が非常に難しくなってしまうということでもありますので、政策評価指標についてはこの点については十分検討していただきたいということでもあります。

それから、政策・施策評価の判定、県の判定では「適切」・「おおむね適切」・「課題あり」の3区分になっています。実は部会の評価も2年前まではこういう評価をしていたんですが、それはちょっと難しいということで7区分にしたんですけれど、県も恐らくそういう問題を抱えていると思えます。その一つの反映として、「課題あり」というのはなかなか出てこないんですね。問題があるのに出てこないということでもありますので、現在の3区分を5区分ぐらいにした方がきめ細かい評価がやりやすいのではないかということについて、検討していただきたいということでもあります。

それから、政策を構成する施策の中で政策評価指標が少ないんですね。それで、そういう評価モニタリングの指標がないために政策を総合的に評価するという情報が不足しているということでもありますので、余り指標がないのに妥当性とか有効性というのを強調するのはどうなのかなと、その辺を考慮して書いていただきたいということでもありました。

昨年度部会が出した評価指標及び事業指標についての意見につきましては適宜改善が見られまして、今年度の評価に臨んだ政策・施策が比較的多く見られました。次年度以降においても当部会の意見をぜひ参考にさせていただきたいということでもあります。

それから、特に指標につきましては、当部会の意見に基づきまして新たな政策・施策の評価指標などを設定するというので、改善された部分も見られましたが、見ていただくまだ抜けたところはかなりたくさんございます。さらに、一つだけの指標でなくてインプット、アウトプット、アウトカムのな、そういうような評価指標のつくり方もありますし、評価基準に基づいて効率性とか有効性とか効果性とかさまざまな基準があると思うんですけど、そういったことを検討していただきたい。

それから、政策・施策の有効性や効率性を評価するためには、県のお話だと適正な指標がなかなか見つかりにくいというようなお話もありましたので、ぜひこの部会の専門家もおられますし、専門家を入れていただいて指標の整備を検討されたらどうでしょうかということでございます。

それから、政策・施策評価が設定されていない施策の中で、県民満足度調査結果で優先度が高いものがございます。この施策とか、そしてその中で重要度と満足度の乖離が大きい施策、つまり要求水準が高いにもかかわらず実際の満足水準が低いというものについては、具体的に行政執行にかかわるような政策評価指標が設定できるようになることが望ましい。つまりその乖離を埋めるべく行政の事業なり施策なりが対応できるような形にぜひしていただきたいということであります。

それから事業の成果を政策評価指標に反映しきれない部分が必ず出てきますが、成果があっても基本票に反映されなければ評価できませんので、できるだけ評価が多様性を持って行われるような複数の評価指標を設定するなどして、成果がわかりやすい形にしていきたいということであります。

それから、これも指標のことですが、施策の成果を把握するまでにタイムラグがありますので、そういうものはプロセス評価などの指標も入れる。つまり、時間に推移する形で短期間で評価されるものと、中・長期に評価される、そういう指標をつくっていただきたいということでございます。

県民満足度の調査結果の活用につきましては、いろいろご努力いただいてさまざまな分析をされておられますが、具体的な問題を取り上げていただいて、その解決のために政策・施策に関係する対象集団を絞り込んで、その人たちがどういうふうな要望があるのか、満足度を示しているのか、あるいは圏域ごとにどうなのかというようなことを工夫して出していただくと、それが政策・施策・事業により反映されるだろうということ、こういうことについても継続的にやっていただきたい。

それから、部局間の連携についてですけれど、政策・施策が複数の部局にまたがっているものがいくつかございます。こういう問題については、政策・施策の推進に当たっては特に連携しながら進めていただきたい。連携の配慮をすることによって効果的な施策展開が図られるんじゃないか。こういうようなことを部会の中で提言をいたしております。

ちょっと追加がございましたらまたお願いいたします。以上でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

引き続きまして、大規模事業評価につきまして林山部会長からご報告お願いしたいと思います。

林山委員 報告資料2をごらんください。

平成18年度の大規模事業評価につきましては、平成18年4月19日付で知事から「宮城県第二女子高等学校校舎改築事業」及び「宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業」の2件が諮問されております。これにつきまして、2回の部会と1回の現地調査を行いました。県が行った評価について審議を行いました。

裏面をごらんいただきたいのですが、「宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業」につきましては、審議をした結果、事業を実施することは妥当と判断いたしました。ただし2点の項目について付言をいたしております。1点目は、中高併設及び男女共学に伴い、将来的にグラウンド利用需要が高まることが予想されます。そのために、生徒の男女比率も勘案しながら別途グラウンド用地の確保を十分に検討していただきたいというのが第1点目でございます。2点目は、この事業が住宅地であることから、校舎の高さ、配置、基本計画、実施計画等の策定及び工事施行に当たり周辺環境に最大限配慮していただきたいという2点を付言しております。

二つ目の事業でございますが、「宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業」、これにつきましても事業を実施することは妥当と結論づけております。ただし2点付言しております。1点目が、事業予定地の騒音等の影響を考慮し、学校施設に適した環境となるように十分配慮していただきたい。2点目が、事業予定地を道路が分断している土地形状に鑑み、生徒の交通安全対策について十分に配慮していただきたい、という2点でございます。

以上でございます。

大村委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは続けて公共事業評価部会につきまして、森杉部会長からご報告お願いいたします。

森杉委員 報告資料3をごらんください。1ページ目ですが、今年度知事から諮問されました33事業です。10月27日に知事へ答申いたしました。

まず、33事業の内容ですが、お手元の資料の4ページにすべての事業の種類と事業名と主な事業目的、事業費等があります。この33事業について答申の内容をご説明いたしますので2ページにお戻りください。

審議いたしました結果、事業継続として県の評価を妥当とする事業はその30事業です。上から四つが河川事業で、その次の三つがダム事業です。筒砂子ダムは前回の段階でかなり話題になりましたが、今回実質的に再開するというので、継続妥当といたしました。

次に 番、 番、 番は港湾事業、道路事業、街路事業です。 番は林道事業でありまして、これにつきましては条件等はないのですが、現在の林業というものについての勉強会を行いまして、そこで地球温暖化対策のために林業の活性化が大変重要であると認識をいたしました。その中で先ほどの政策評価部会との連動があるのですが、産業分科会で、あるいは環境分科会で林業の活性化ということが話題になっておりますが、これと連動する事業だというふうな認識をいたしました。それから、 番は農業の湛水防除関係で、

番から 番はほ場整備事業でありまして、区画を大きくし、農業の生産性向上を目指している事業であります。順調に整備がされているようですが、政策評価部会でもありましたように、農業の活性化、食文化の保持ということについてはこういう事業で十分進展をさせていく必要があるのではないかと認識をしております。

番以下は漁業関係の事業でありまして、漁業関係の整備も先ほどの政策評価部会の方でありましたような漁業の振興と非常に密接に連動しているということでありまして。以上、事業継続といたしました事業です。

2ページの2)ですが、事業継続とした県の評価に対しまして条件を付して妥当とする事業が三つありました。最初は川内沢ダム建設事業でありまして、そこに書いてありますように、「流域委員会に客観的かつ十分な資料を提出し、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含めた同委員会での検討結果を踏まえ、整備計画を策定していただきたい」ということが1番目。2番目に、「流域委員会での検討状況を公共事業評価部会へ報告いただきたい」。この二つの条件を付しました。22番の鮎川漁港広域漁港整備事業については、ここは避難港として指定されているのですが、避難港として整備をするために泊地の静穏度が必要になります。そのために南防波堤を整備せねばならないということになりまして、この問題について国と地元の方々とは意見の調整がついておりませんので、この調整をぜひお願いしたいということをお願いしました。23番の松岩漁港広域漁港整備事業につきましては、これは橋をつくる予定になっているのですが、この場合は橋よりもむしろ漁港と町の中をつなぐ道路、このアクセスが整備されていないものですから、この点をぜひとも地元とも調整をしていただいて急いでいただきたいということをお願いしました。

以上が条件を付したものです。続いて、事業の実施に関する意見として次のような意見を申し上げます。

番の石巻港湾環境整備事業ですが、廃棄物の埋立護岸をしているのですが、これも国との調整を図っていただきたいということです。27番の福貴浦漁港広域漁港整備事業については、これも防波堤の効果がどうなのかということが問題になりましたので、十分検討してくださいということです。それから次の29番の閉上漁港広域漁港整備事業ですが、これは実は環境問題でありまして、アカガイ等の漁獲量が減少しております。この要因をぜひとも究明いただきたいということです。

次に、今後の事業の実施に関する意見ということで、事業種に関して申し上げたことは、ダム事業は環境保全に特に努めてください。港湾・漁港・海岸事業については、ここは非常に大きな問題がありまして、埋立土砂の処理と海浜の擁護という形で土砂を運搬する仕組み、この運搬というか流砂の状況について、ぜひとも国土保全の観点からシステムとしての管理を必要とするということをお願いしました。

街路事業は飛ばしまして、農業農村整備事業については、事業効果ですが、これはまさに生産性が向上しているということが最大の効果ですが、それが本当に発現しているのかどうか、あるいは事業効果を高めるためにいろいろな施策が行われているわけですが、その施策との整合性をぜひとも十分推進していただきたいという要望をいたしました。

水産基盤整備事業についても同じでして、特にこの漁業振興対策、先ほどいただいた資料の「宮城の将来ビジョン」を拝見いたしましても、競争力ある農林水産業への転換という項目が19ページにありまして、まさにここに書いてあるようなことをぜひとも部会としても推進いただきたいと、こういう

要望であります。

3ページの3)の「今後の公共事業再評価の実施に関する意見」ですが、これは 番の街路事業において、電線地中化の問題が発生したのですが、電線地中化をやるかやらないかがわからないような状況であれば、一応やることを想定して事業費の方にも便益の方にもそれぞれカウントしてくださいという要望です。

以上です。

大村委員長 はい、どうもありがとうございました。

ただいま部会長さん方からそれぞれの部会でのご討議の内容、結果についてご報告いただきましたが、これについて皆様からのご質問、ご意見をいただきたいと思えます。何かございませうか。

特にございませうか。どうぞ。

森杉委員 政策評価部会の報告で、一番後ろの方ですが、施策の中でバス・鉄道などの公共交通ネットワークの整備が非常に悪いと。県の自己評価は「おおむね適切」と書いてありますが、評価委員会の評価は2点。これは具体的には大体どんなふうな状況の判断なのでしょうか。それを知りたかったのですが。問題は確かにいろいろあるとは思いますが。

大村委員長 どうぞ。

末長室長 それにつきましては、行政評価委員会からのご意見として、「政策評価指標が「判定不能」、事業群の有効性、効率性が「課題あり」とされているにもかかわらず、総括評価が「おおむね適切」との判断は理解しがたい」ということで、2点をいただきました。それで、後でご説明する予定でしたけれども、これにつきましては、県の方で委員会からの意見を踏まえてその後再検討しまして、最終的には「おおむね適切」から「課題あり」に評価を変更しております。

大村委員長 はい、ありがとうございます。
ほかいかがでございませうか。

水原委員 二女高の校舎の件なんですけれども、伝統的に女子校は戦前の良妻賢母主義で、女性は余り運動させると体を壊すということで、グラウンドは小さなところに閉じ込めるという形をつくったので、伝統的に女子校はどこでも小さい面積の中でやっているんです。今度男女共学化、中高併設ということで、それはそれでいいと思うんですが、別途グラウンドの用地を確保するというと、あの地域を考えたときにこれは難しいだろうなと思うんですが、そこら辺、希望だけに終わるのか、それともある種の可能性があるのか、どういうものなのかなと思ったんです。すぐにはお答えにくい問題もあるかと思うんですが、何らかのご示唆が欲しいなと思えます。

末長室長 それにつきましては、あとでご説明する予定の評価結果の反映状況の中で、教育庁では、部会の答申を踏まえて、そのご意見に対応する内容としては、「グラウンドを最大限確保できるよう配慮した施設整備を行う。また、開校後は利用状況を勘案しながら必要に応じ用地確保について検討したい。」と。それから、「住宅地という周辺環境に最大限配慮した施設整備を行う。」ということで、県としては対応していきたいということを述べています。

大村委員長 よろしゅうございますか。
ほかにございましょうか。ご意見でも結構でございます。

長谷川委員 お伺いしたいのは、資料3なんですけれども、関上漁港のところで、これは防波堤の整備を行うようなんですけれども、ここでアカガイなどの貝類の問題で非常に低酸素水になる、海底だと思ふんですけれども、海底の温度は低いわけですから陸水じゃなくてもとも海の方からの水だろう。その水が普通温度が低くなれば酸素濃度が高くなるはずなんですよね。それなのに低いというのはそこら辺は実測されているのか、そこについてちょっと伺いたかったです。

田中委員 特にアカガイの生産が下がっているということで、現在でもそのメカニズムはよくわからないため少し時間をかけて調査をしましょうというような話になっていまして、ちょっと先生のご質問には直接お答えはできません。この資料をご覧になって、漁港の整備と環境ということでつながりが直接的でないようなところで奇妙に感じられるかも知れませんが、実はこの事業評価の中で、アカガイの生産が今後こういう形で推移するというようなことをベネフィットのところに入れているものですから、それが担保されるように環境の維持をやってくださいということで要望を加えておりまして、そのメカニズムについてこれから調査を進めていただくというような事情です。

関田委員 貝類については、環境ホルモンの影響もかなり指摘されていますよね。防波堤などをつくって困りをしてしまった場合にそういう影響などについてはどうなんでしょうか。ほかの漁港とかいろいろあると思うんですけれど。

田中委員 今回の場合、沖の方の話でして、漁港をつくってどうかの話ではなくて、仙台湾という広い範囲で、それをターゲットとしたような話になっています。

大村委員長 いわゆる一つの港湾の事業だけでなく何らかの関わりがあるかないか、仙台湾とか、宮城県でもなかなか高級品といわれているアカガイが少なくなるというのは大変問題なんだろうと思いますが、何かこういう公共事業と直接はリンクしないけれど、例えば小さい漁港の景色、景観などが随分変わって、整備されることで漁業はしやすくなるかも知れないけれども景観的には余り見たくないようなものになるというのは時々あるわけですよね。だから、そんな関係というのは、やはり今の環境の問題だけではなくてとても重要なのかなというふうに思っております、それをどういうふうにリンクさ

せていったらいいのかという辺りが大きな課題になるかなと、先ほどお話を伺っていて感じたんですね。ぜひ、そういう環境なんかもリンクさせていく仕掛けの方がいいと私は思いますね。

ございませんでしょうか、ほかに。

宇田川委員 二女高の件で、グラウンドのことになりますけれども、もう一つの視点としては社会資本整備という観点になると思いますが、県としては例えば地域防災と言うことで、あそこはたしか長町利府断層が通っていますね。せっかくそういう校舎を造るのであれば、そういう地域防災の視点も入れて校舎を設計するというのを行っていただきたいと思います。

大村委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

ほかにございませんでしたら今のようないろいろなご意見なども踏まえて各部会の報告を大体了承するというようにしていいと思います。特にこの委員会で大きく次のことを決めたというようなことではないと思いますので、ご報告が了承されたということで、次に移りたいと思います。

それでは、2番目の「平成18年度行政活動の評価結果及び反映状況について」、ご説明をお願いしたいと思います。

末長室長 それでは私の方から、政策評価・施策評価の評価の結果につきましては、参考資料1、皆さんに冊子が 있습니다けれども、この資料についてご説明したいと思います。

この評価結果の9ページをお開き願いたいと思います。9ページの行政評価委員会の意見に対する県の対応方針と18年度政策評価・施策評価の評価結果をご説明いたします。

県では、条例の規定に基づき、委員会からの答申に対する県の対応方針と、最終的な評価結果を記載する評価書を作成、公表します。県議会にも報告することとなっています。

それから、先ほど部会長からお話しありましたように、部会からはご意見をいただいています。トータルで434件ございますけれども、このご意見に関しましては、おのおのご意見に対して県としての対応方針を整理させていただきます。

それから、県の自己評価に係る1から7までの委員会の評定については、評点いただいた結果を評価事務局から各部局にバックしまして再検討の上見直しした結果、先ほどお話ししたように政策番号34、施策番号3の「バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備」については、自己評価では「おおむね適切」でありましたけれども、2点という評定もありましたし、それから分科会でもいろいろご指導を承って、それを踏まえて県としては「課題有」という評価に修正したところでございます。

それで、9ページの最後の方に総括表という形で掲載しておりますけれども、評価委員会の審議対象となった政策・施策についての評価結果がこういう形、それから、ならなかった部分についても中段に記載のとおりでございます。

ます。最終的に、県としての評価結果として政策ベースでは「適切」が5、「おおむね適切」が25、「課題有」が0で、トータルで30。施策については、「適切」が17、「おおむね適切」が87、「課題有」が1ということで、合計105となっております。

それから、この評価結果に係る対応状況につきましては、資料4「行政活動の評価の結果の反映状況説明書」にございます。その1ページ目をお開き願います。18年度の政策・施策評価は、総合計画第 期実施計画で定められた36政策、213施策のうち、政策評価指標が設定されている30政策、105施策を対象として実施し、その評価に当たっては、行政評価委員会の調査審議を経ており、委員会からの意見についても県として対応方針を定め、事業の企画立案等に反映することとしました。県では、これらの評価結果から得られた情報等をもとに、19年度の施策展開等について検討を重ねるとともに、必要な予算措置の検討を行いました。先ほどの知事のごあいさつの中にもありましたように、宮城の将来ビジョンの実現に向けて、優先的、重点的に取り組むべき事業内容を検討した結果、平成19年度の重点事業として218事業を選定し、必要な予算編成を行っております。

3ページ以降、政策・施策ごとの評価の結果、それから次年度の方向性についての説明、表を記載しまして右側に評価結果の反映状況とそれから予算、重点事業ベースですけれども、これの重点事業名と担当部局、それから新規と継続の別を記載しております。

参考までに7ページ、8ページをお開き願いたいんですが、政策番号3「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」、保健福祉部の担当ですけれども、満足度調査の結果については重視度85、満足度50でかい離が35で非常に高い。施策評価については「おおむね適切」という評価でございました。施策については、施策番号3「多様な保育サービスの充実」、これは達成度が「C」で、方向性が「拡充」。次年度の方向性につきましては、中段になりますけれども、県民ニーズが多様化していることから、多様な保育サービスの充実を図るための事業を拡充。それから施策番号6「子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実」は達成度は「A」で、方向性は「拡充」。これについては、「長引く経済不況や子育てに対する不安を背景に、少子化や虐待等、子どもをめぐる問題は増大し、複雑かつ深刻なものとなっている。この施策の必要性は増しており、次年度も拡大すべきものと判断する」ということを方向性の説明の後段でも述べております。総括的には、「子どもを安心して産み育てることができる環境づくり」において、次のとおり重点事業を選定し、子育て過程の多様なニーズに応じた保育サービスの充実や子どもと家庭に対する相談・支援体制の充実を図ることとしております。重点事業1の「次世代育成支援対策事業」から最後の「DV被害者支援対策事業」、17事業になりますけれども、これらの重点事業をセレクトしたということでございます。

ただ、19年度につきましては、先ほどお話ししましたように、将来ビジョンをスタートするというところでございまして、将来ビジョンの枠組み、くくり方で反映状況を整理しております。参考までに7番、8番を事例としてご説明しましたが、以降、トータルで28政策について反映状況という形で整理を

したところでございます。

次に52ページをお開き願いたいんですが、公共事業再評価について説明したいと思います。

まず、評価の結果につきましては、事業継続のものについて、1から整理になっておりまして、事業ごとに評価の結果と、委員会から意見のあったものについては、部会の意見を踏まえてどのように対応するかという部分までを整理しております。

参考までに、6番の川内沢ダム建設事業につきましては、「本年度より着手する増田川ブロック河川整備計画の策定に当たり、流域委員会で、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含め十分に検討していく。また、その検討状況について公共事業評価部会へ報告する。」というのが評価の結果でございます。これについて、今現在の対応状況としては、一番右側の備考欄になりますが、「公共事業評価部会の意見を踏まえ、現在、川内沢ダムを含む増田川の河川整備計画について検討を進めるとともに、河川整備計画について学識者や地域住民等から意見を聞くため第1回懇談会を平成19年3月に開催する予定である。なお、懇談会での検討状況については、公共事業評価部会に報告することとしたい。」ということでございます。その他にも、事業箇所ごとに意見を頂戴した部分に関しては、評価結果の欄に県としての対応状況を記載しています。

それから、予算につきましては、33事業すべてが事業継続という評価結果でしたが、その後、議論が若干ありまして、8番の石巻港湾環境整備事業につきましては、平成19年度予算には計上なしとなっております。事業の再開に当たっては、隣接する-12m岸壁と事業調整を図りコスト縮減に努めるということで、19年度については事業費の計上をせず、事業を休止することとしております。

それから25番の伊里前漁港広域漁港整備事業につきましては、事業継続の評価結果でしたが、18年度の補正予算で事業完了ということになりましたので、19年度の予算としては計上なしということで、残りの31事業についておのおの記載のとおり予算の反映を行ったということでございます。

次に、資料の4-1「大規模事業評価の結果と反映状況」、これにつきましては資料4-1の裏面になります。まず宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業ですが、事業を実施することは適切であると判断し、平成18年度の9月補正予算で2,600万円、基本設計・実施設計の内容で予算計上したということでございます。それから、部会の方で意見を頂戴した内容につきまして、先ほどご紹介しましたけれども、「グラウンドを最大限確保できるよう配慮した施設整備を行う。開校後は利用状況を勘案しながら必要に応じ用地確保について検討していきたい。住宅地という周辺環境に最大限配慮した施設整備を行う。」こととしております。

それから、白石高等学校及び白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業につきましては、事業を実施することは適切と判断したというのが評価結果でありまして、これについても平成18年9月補正予算に2,300万円の基本・実施設計費を計上したところでございます。頂戴しましたご意見への対応としては、「既存施設の利用を含めグラウンド及び校舎等の効果的・効率

的な施設整備と周辺環境を考慮した整備を行う。」、それから「生徒の安全対策に万全を期した施設整備を行う。」というところでございます。

評価と反映状況については以上でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

今、事務局からご報告いただきましたことにつきまして質疑をお願いしたいと思います。何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

沼倉委員 参考資料1「政策評価の評価書」の11ページの「県土の保全と災害に強い地域づくり」のところで、施策評価は「2」という判定で、評価結果は「おおむね適切」で、施策の方向性は「維持」、評価委員の2という判定は多分低くなるんだと思うんですが、それを2のまま維持する予定だという意味でも良いんでしょうか。ちょっと低いので改善するとかそういう話が出てくるのかなと思ったんですが、そうでもないのこの辺の解説をお願いします。

大村委員長 いかがでございましょうか。

末長室長 すいません、方向性の「維持」と、それから評点で2点をいただいているという関係ですが、2点というのは県の自己評価の妥当性への委員会としての評点が2ということで、方向性自体についてどうこうということではないんです。それで、ここの部分の評点価2点をいただいている主な理由というのは、政策評価指標の取り方が適切ではない、不適切というご指摘をいただいていた。それで、たまたまここの政策評価指標がここ1-2年、毎年度指標を変えているということもあって、なかなか実際にやっている内容が指標にあらわれないということもあって、トータルとして2点はいただいたんですけども、担当課の判断としては、事業自体は今までやってきたということもあって、最終的な評価結果は「おおむね適切」で修正しなかったということです。

沼倉委員 指標については何か、安定的な評価できる指標ができるとか、そういう....

末長室長 はい、さようでございます。

沼倉委員 はい、わかりました。

大村委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでございましょうか。

濃沼委員 18年度でいいますと県全体の政策・施策があって、そのうちのある割合が諮問される。100ぐらいの半分を評価したと思います。この場合全体の中で何を評価して何を重点化していくかというプロセスがよく見えない。取り上げたものはその対応について場合により予算措置がされるというのはよく分かります。しかし、取り上げられなかったものは一体どうなったのかわか

らない。諮問されるものをセレクトするそのプロセスがどうなっているのか。諮問されたもののうち何を審議対象として選ぶかも課題です。委員は「県としては一応こういうものを評価していただきたい」と依頼を受けますが、それもなぜそれを評価して欲しいのかというのが良く分からない。全体像が見えると、外部の委員が評価しているところがどの部分で、その結果が予算措置され、評価の結果が改善に結びついているというのが理解しやすくなる。来年度は新しいビジョンでつくられたものが30くらいあると聞いています。そのうち、どういうものを選んでいくかという、そういうプロセスがわかると私どもがやっている事柄の位置づけができると思います。

末長室長 第1点、カバー率といいますか、県としての政策・施策、それから重点事業というくりがあるんですけども、これを平成17年度ベースで見ますと、総合計画ベースで36政策あるんですが、うち、指標が設定されている、それから事業実績があるというくり方を第1にしますので、それをしますと30政策の182施策。重点事業ベースですと428なんですね。428の重点事業のうち評価の対象となる重点事業420ということでほとんどが対象となっている。ですから、逆に漏れた部分については、総合計画ベースでは載っているんですけども重点事業がはり付いていないという部分がある。それから、評価指標がないということで評価から漏れているという部分があるので、重点事業ベースで見れば県の428事業のうち評価の対象となり得る部分が405ということですので、約95パーセントくらいは県の重点事業について評価の対象としてカバーしている。

それから、諮問しまして評価部会の方でどの政策・施策を審議対象とするかという部分に関して、平成17年度までは各分科会の意向でセレクトした。ただ、18年度については総合計画第 期実施計画ベースの最終年度ということもありましたので、今まで一度も審議対象になっていなかった政策、これをまず審議して欲しいというお願いを私どもからしまして、それを踏まえて、5分科会で従前までは15施策審議していたのが今年度は21施策ということで、今までよりもかなり大きな範囲で審議を行っていただいたところでございます。以上でございます。

濃沼委員 集合体でどの部分かがわかるとありがたい。県の自己評価が悪くても、ずっと部会の審議対象とならないものがある。取り上げる基準に従ってこの部分を評価していて、3年かかってこのくらいのところが評価できた。そういうものがあると良いと思います。

末長室長 今、濃沼先生ご指摘の問題は前からあったんですね。例えば、政策番号4ですと、平成14年度に審議対象となった後、3年間対象とならなかったんです。

結局、ボリュームが大きい政策は毎年度審議対象になっていたんですけども、小さい政策では間が空いたものがあるので、18年度はその部分を優先的に審議をお願いしたということで、審議対象が21とかなり増えました。しかし、平成18年度までに、一応審議対象となり得る施策については一通り審

議を1回は終えたと言うことです。

大村委員長 このことに関してほかの委員の中から何かございますか。はい、どうぞ。

関田委員 やはり、その議論が出てくるのも、評価指標が必ずしも体系化されていないために評価しようにも取り上げることが難しいというのがあると思うんですね。先ほどの適切性の議論もそれに関連するんですけども、根拠のない形で指標のない形でいくら議論されても第三者からは非常にわかりにくいんですね。担当されている方はよくわかってらっしゃるかもしれませんが外部から見るとよく見えないわけですね。そういうことから評価体系が見かけ上はあるんですけども実際にきちっと評価できる中身となってくるとかなり絞られてくると。そういうこともありますので、先ほどの提言なんですけれども、ぜひ早く評価指標体系を、これはビジョン型であろうが何であろうが同じことです。ぜひ推進していただきたいと思います。

大村委員長 はい、ありがとうございます。
よろしゅうございますか。ほかにもございますか。どうぞ。

大滝委員 基本的には濃沼先生がおっしゃったのに私も賛成で、誤解というか、かなり恣意的に評価をするものをセレクトしているんじゃないかとか、それから、部会の方でいくつか選ぶ、県と事前に相談しているというのはあるわけですけど、そういうところでもかなり恣意性が入ってくるんじゃないかとか、そういう感じを与えるというようなことがあれば、それは県にとっても非常に不幸なことで、我々そういうことをやっているつもりは全然なくて、一定のステップを踏みながらやってきているわけです。できることであれば、どういう大きな方針の中で、どことどこまでをいつまでに、何をやってということについて、ある程度のロードマップみたいなものをつくって進めていくということが好ましいのかなというふうに思います。特に、今度19年度からは新しいビジョンが実行されるということなので、その間はオーバーラップするというようなことがあって、少し県民の目から見ても分かりにくいということが出てくるんじゃないかと思うんですね。そこのところはやはりきちんと全体の流れとして政策評価、行政評価がどういうふうなステップで進んでいるかということをしてできるだけ分かりやすく県民の皆さんに示すということがいいんじゃないかと思います。ぜひそういう方向でご検討いただければと思います。

大村委員長 ありがとうございます。
よろしゅうございますか。

長谷川委員 私は政策の部会なんですけど、政策部会ではいろんな指標に対して評価しても、すぐに結果が反映されるというか、先ほどのようにグレードをつけても去年のはどうだということが出てくるんです。しかし、項目によりましては行政の方でそれなりの検討したことが指標の中に出てこない。そうすると、

結果的には事後評価というか、この行政評価の場合は事後評価をどの程度うまくしているのかなと疑問に感じるんですね。それは私たちの方の政策評価もそうなんですけれども、実は先ほどのアカガイの件もそうなんです。確かに低酸素濃度が問題だと。その結果がこれからどう出てくるか分かりませんが、場合によっては防波堤の整備計画が変わってくるかも知れないということも含めて考えると、やっぱり事後評価的なものも、かなり短期間というか、評価をされるようなシステムづくりも必要かなと思うんです。それは実際にほかの部会でやっているのかも知れませんが、私たちの方の政策評価でもそういうふうに出て評価しにくいものは、そういう点では何がしか事後評価的なものをもう少ししておけば行政でもそれなりの検討もしやすいし、私たちもそれに対して意見を述べやすくなるかなと思うんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

大村委員長 ご意見、委員の方ございますか。

今まで評価のシステムというのをセットして同じようなやり方で何年か継続する必要があるということやってきたけれども、今のお話の中にあるように、ちょっと見えにくいところとか、わかりにくいところとか、県民にとってちょっと何というか、先ほどのお話のように恣意的に何かやられているんじゃないかと思われたりするような結果を招きかねないというようなところがあって、評価のシステムというのをもう一度、この時点になって議論して指標というのをもう少し明確にしていくことがどうも必要になってきているというような感じなんですね、今のお話は。それをどんなふうにごやっていたらいいのかというのが課題だと思いますが、今まで何年か継続してきてそれぞれの委員の中にやっぱりそういう疑問がございましたが、それを出し合って今までの評価のシステムを見直して、さらに新しいビジョンというのはつくり方が前のと少し違ってますから、そういうのとどういうふうにフィットするかというようなことも含めてやる必要があるんですかね。関田さんどうですか。

関田委員 行政評価のシステム、今までのシステムのつくり方というのはモデルが余りはっきりなかったんですけれども、宮城県がどちらかというリーダーシップをとってこられたわけですね。その行政評価の政策・施策・事業の階層的な体系をつくって、それぞれのレベルで評価する指標をつくらうと。どちらかといえば政策評価は施策の評価体系の結果として政策が評価され、施策は事業の成果なり、あるいは民間の成果について評価されるという形をとっていくと思いますけれども、そのときのリンクする指標がなかなか見つからなかったり未整備の状態だったわけですね。だから抜けたところをいかに早く埋めるのかということをしていかないと、体系が不完全な状態で評価をするということになってしまいますので、そうすると、その部局の中の方たちも県庁の中の方たちも我々外部から評価する側も共有して情報を審議する形にはなかなかかなりにくい。だからこそ評価指標の体系化を早く図っていたきたいということは前からお願いしていて、結構時間がかかることであるんですね。非常に体系が大きいだけにどうしてもそうになってしまう。ビジョ

ン型のような絞った形でのある程度の政策・施策指標体系というのはやりやすいかもしれませんが、でも一方において、非常に財政が厳しいような地方財政の中で優先してやるべき事業ばかり財政的に投入するとお金が足りなくなるわけですね。だとするとこの評価体系を使って、必要でない事業なり施策なりを数を減らしたり額を落としていくということをやってふり返っていかないととてもできないわけで、そういう意味ではビジョン型になっても何になっても全体的な評価体系というのを基盤はちゃんと持っていく必要があると思いますね。運営について負担なりコストがかかるのであれば、それはまた判断してそういうような仕組みを改めればいいと思いますけれども、だから今急がなきゃいけないのはみんなが見える形でのモニタリングができる評価指標体系、あるいは階層的な評価体系がきちんと説明できることだと思いますので、これは前から言われていることですからぜひみんなで協力して推進していただければと思います。

大村委員長 ありがとうございます。

 よろしいですか。

 今、濃沼委員の発言からいろいろ少し議論がありましたが、これまでも同じような議論は少しずつはあったわけではありますが、少しこういう時期を見てしっかりと事務局の方と各部会も協力してこの仕組みをもうちょっと進め、そしてこの指標というのをもうちょっとはっきりつくることによって、あるいは全体の体系をしっかりと見えるようにすることによってわかりやすいものにしていく努力を始めるというようなことでよろしいですね。今までやってないというわけでは多分ないんだと思うんですけど、もうちょっと努力するというようなことで行きたいと思います。

 ほかに何か報告についてのご意見、ご質問よろしゅうございますか。

 それでは、今まとめたようなことをベースにしてこの評価の結果及び反映状況についての報告を終わりにさせていただきたいと思います。

 それでは次に、行政評価の改正案についての審議ということでございます。

 初めに今回の諮問の理由及び内容につきまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

末長室長 資料は、審議資料1と審議資料2です。

 まず、審議資料1は1月25日付で知事の方から評価委員会あてに諮問した内容でございます。1ページ、2ページに事業評価制度改正の概要を記載していますので、ご説明したいと思います。

 第1点、事業評価につきましては、行政評価条例は平成14年4月1日施行でしたけれども、それ以前は要綱で、大規模事業評価に関しては平成11年から、それから公共事業再評価については平成10年から、事業箇所評価については平成12年からということでスタートがおのおの別年度となっていました。条例化は14年4月、それから1年遅れて規則という形で整理がなされてきたわけですが、それぞれの評価のスタートが違うということで、評価対象について規則・要領等で記載している内容が一部明確でない部分がありま

した。

それからこの2ページの下の検討経過にありますように、条例化と一緒に平成14年度に庁内プロジェクトチームを立ち上げまして、この3評価について毎年度、制度改正についての検討を行ってきました。それから、各部会の委員の先生方からのアドバイスをいただきながら事後評価についても試行等行ってきました。

先ほど長谷川先生からも事後評価の部分のご指摘がありましたけれども、特に公共事業の事後評価、これについては平成15年から検討、16年から試行しまして、その試行の結果を部会に報告して、ご指導いただきながら翌年度の試行というふうにつなげてきたところでございます。平成18年、今年度の検討を踏まえまして、3評価の制度改正についてある程度取りまとまったので今回諮問したというのが諮問の趣旨でございます。

この2ページ目でご説明しますと、内容的には8項目の制度改正があります。

まず第1点が と 、これについては公共事業の範囲が一部不明確だったので今回明確化するものです。公共事業再評価と事業箇所評価における公共事業の範囲、これが従前、取り扱いは同じようにやってきたのですが、規則上、文言が整理されていなかった部分があるので、 と で整理したということでございます。

それから については大規模事業評価の計画評価でございますけれども、計画評価から5年経っても事業着手しないものについては事業再評価を行うというのが でございます。

それから に関しては、計画評価が終わって事業着手までの間に著しい内容変更があった部分についても再評価にかけるということで、これは今までルール化されていませんでしたので今回ルール化したということでございます。

それから に関しましては事後評価でして、これについて今まで事後評価は制度化しておりませんでした。先ほどお話ししたように、平成14年度以降、事後評価についていろいろ検討してきましたので今回、大規模事業評価と公共事業再評価についての事後評価を制度化したものでございます。大規模事業評価に関しては で事業完了後5年以内に事業完了報告書を部会の方に報告することとしています。この5年というのは長過ぎるのではないかということがありますがけれども、大学の設置ですと、4カ年、文科省の方に大学の要するに完成年次まで毎年報告するというようなこともありますし、高校ですと最低でも3カ年、中高一貫校ですと5年とか6年ということもありますので、おおむね5年以内で完了報告書というのを制度化したということでございます。

それから右側の公共事業につきましては、 の部会意見対応状況報告書は、平成13年からご意見を頂戴した部分については1年後、2年後に、その状況について報告を実務的にはやってきましたので、この部分について今回規則上に盛ったということでございます。

番目に関しては、これについても事後評価の要求を取り入れまして評価事業完了報告書というのを部会へ報告するというところでございます。

それから ですけども、事業箇所評価の下の欄にありますけれども、新規事業箇所調書、要するに今は事業再評価という調書が出て初めて評価の一番最初のスタートになるのですが、では再評価にかかる前の一番最初のスタート時点でのいろんなデータ等はどうなのかという部分が重要になる場合もあると思いましたので、これについては新規事業箇所調書という部分を制度化することで、事前評価、事中評価、事後評価という一連のリンク、流れを取り込んだというのが今回の改正でございます。

以上8項目でございます。

それでこの8項目について次に3ページ、4ページにありますので内容について若干ご説明いたします。

第1点、「施設整備事業」、「公共事業」の定義・範囲の明確化という部分については、今回「民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律」の条項を持ってきたというところで、右側の規則の15条の2項、ここに「公共事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の第2条第2項に規定する公共施設等の整備に関する事業のうち、土木部及び農林水産部が所管する事業」としています。ここで、この「農林水産部」については、今現在はありませんが、平成19年4月1日以降に、県の方の部制条例が11月議会で可決になっていまして、県の「経済産業部」が「農林水産部」と「経済商工観光部」の2部に分割になりますので、農林水産部という部分を先行してここに入れていきます。ただし、土木部と農林水産部の所管事業であっても、箱物については公共事業から外すということは、要するに土木部、農林水産部の30億円以上の箱物は大規模事業評価にかかけますということです。それで、各都道府県の施設整備事業、公共事業の振り分けを見ますと、部局により分けているところが六、七割くらいありましたので、本県においても現実的にこの制度がスタートした段階での部、要するに土木部、農政部と水産林業部所管の公共事業が公共事業再評価の対象となっていたということもありますので、その経過を踏まえて、今回、土木部及び農林水産部が所管する事業と明示したということでございます。

それから つきましては、先ほどお話ししましたように、事業着手後、一定期間内に事業着工に至らない場合に再評価を行うということです。

については、計画変更、要するに大規模事業評価を受けてから事業着手するまでの間に著しい変更があった場合、この著しい変更という部分については、この右側になりますけれども「計画評価を行った後、事業着手までの間に計画評価に係る次条第1項に掲げる項目」、この次条第1項に掲げる項目というのは16条1項で内容的には6項目になっていまして、要するに大規模事業評価を受けるときの説明項目に当たりますけれども、事業の必要性、事業の規模、施設の基本的機能、事業の実施場所、事業の効果、全体事業、この6項目について著しい変更が生じた場合については再度評価を受けなさいという規定です。従前、ここのルールがありませんでしたので、議会等でご質問が出たということが今までもありましたので、今回ルール化したということでございます。

については先ほどお話ししたように、事後評価的な位置づけで評価事業完了報告書の制度を新設したということでございます。

次、4ページになりますけれども、「対象除外範囲について」というところで、これについては公共事業再評価の対象で災害復旧等の部分が今まで現実的には入れてなかったのですが、規則上、明示されていなかったということで、今回、事業箇所評価の明示になっている部分に合わせたということでございます。

それから については部会意見対応状況報告書、これについては今までも報告してきましたが、今回、要領に盛り込んだということでございます。

については事業完了報告書という形で、事後評価的な機能を新設するというところで制度化したということでございます。

それから の範囲になりますけれども、事業箇所評価について新規事業箇所調書の新設ということルール化しました。規則31条2項第3号で「実施予定箇所が1カ所である事業」を事業箇所評価の対象から除いていましたが、1カ所であっても翌年度の新規事業については新規事業箇所調書を作成することとしました。これで実施予定箇所が1カ所である事業を今まで対象から除いていたものを今回対象に入れましたということが改正の内容でございます。

以上8項目でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

このことにつきましては、本委員会に先立って二つの部会で議論されているというふうに聞いておりますので、大規模事業評価部会及び公共事業評価部会での制度改正に関する審議の結果につきまして両部会長からご報告をお願いしたいというふうに思いますが、初めに林山部会長さんお願いいたします。

林山委員 それでは審議資料2をごらんください。大規模事業評価部会では、今回の改正案の から の項目について審議しました。基本的に改正案については異議はなかったのですが、ここに記してありますように2点の補足意見がございます。

の計画評価の変更。これはいわゆる再計画評価ということなのですが、これの定義は「著しい変更が生じた場合」というふうに書いてございます。これが著しい変更と判断するのは県サイドですが、何らか具体的なガイドライン、いわゆるその時期の問題なのか、予算の問題なのか、内容の問題なのかという、ある程度のガイドラインが必要ではないかという意見が出されております。

2点目、 の評価事業完了報告書の新設について、これは報告書を作成されるということは非常に結構なことです、これが次の施策あるいは評価にいかに関わりつづけるのかというような仕組みづくりを考えていただきたいというのがこの意見の趣旨でございます。

それで、ここでは具体的に書いてございませんが、 の施設整備事業関係、公共事業の定義・範囲についてはかなり熱心な議論があったということ補足として付け加えさせていただきます。

以上です。

大村委員長 はい、ありがとうございました。
引き続き、公共事業評価部会での審議結果につきまして森杉部会長から
お願いいたします。

森杉委員 同じく審議資料2をごらんください。公共事業評価部会の件ですが、お手
元にありますように全体につきましては異議ありませんでした。基本的に賛
成いたしました。

いろいろと議論がありましたことは、1点目は、評価事業完了報告書の新
設でして、いわゆる事後評価ですね。事後評価をやるとするのは事業の種類
によって比較的に行えるものと、それからすることが大変難しい事業に大き
く分かれます。とにかく事業効果の定量化が、費用対効果分析、事後評価で
すが、こういうものが可能な業種については完了後の費用対効果分析もどん
どんやるようにしましょう。ただし、例えば農業関係の圃場整備のような場
合、実際に生産性がどれだけ向上したのかということになりますと、それは
1年間なりデータを集めねばなりませんので、これは大変な作業になります。
そういうところは無理ですので、これは一定の、比較的データが得られるよ
うな指標をもって効果を判定・測定しましょうと、こういうふうなことを提
言いたしました。あるいはそういう意見を取りまとめました。

2点目ですが、この報告書に関して、報告書の中に総合評価があるのです
が、ここは先ほどの大規模事業と同じようにこの事業の評価の結果から今後
得られる教訓をいっぱい書きましょうと。一切問題がないのもうこれで終
わりますという書き方はなるべくやめていただきまして、たくさん問題があ
って上手に解決したとか、あるいは今後のことに検討すべき項目が何である
かということを書き、重要な教訓等を選び出すことにいたしまし
ょうということをやつて提案いたしまして、全体のことについて賛成いた
しました。以上です。

大村委員長 はい、どうもありがとうございました。
両部会ではそれぞれ改正案については「異議なし」ということだけれども、
補足意見があってそれぞれから二つずつ出ているということでございますが、
本委員会としてはこれらを踏まえまして全体の委員会としてどんなふうに答
申するかというのをセットしなければならないわけでございますが、何か意
見ございますでしょうか。

浅野委員 私、大規模事業評価部会なんですけれども、検討するに当たって、この審
議資料2で補足意見として出た「評価事業完了報告書の新設関係」、公共
事業評価部会でいうと最後の方の「完了後の費用対効果」になるのだと思う
のですが、今このお手元の審議資料1の後ろの方の、例えば7ページ、8ペ
ージ、9ページに改正された結果の評価事業完了報告書というのが様式にな
っています。例えば8ページの<14年度以降に計画評価を実施した事業用>
と書いてありますが、その報告書の様式の最後に「今後の同種事業の計画、
実施及び評価方法に反映させるべき事項」というふうに、将来のこの種の事
業についての課題とか解決すべき事項とかいろいろ書く事項があります。両

委員会で問題となったことについては、この8項の事項をもうちょっと増やすか何か工夫すれば反映されるのかなというふうに感じたのですけれども。

大村委員長 はい、いかがでございますか。

森杉委員 そうですね、基本的にそういうことですが、中を分類するのも大変ですからそこになるべくたくさん書いてくださいということにとどめているのですが。

大村委員長 行政サイドではうまくいっためでたしめでたしという記録に残したいけれども、評価する場合には実はまだ細かなことはいっぱいあって、次にはこういうことをもう少し反映してくださいというのをいっぱい書いておくというのが先ほどの部会のご意見でありますね。

浅野委員 反映させるべき事項として例えばこういう項目を、と。

大村委員長 細かく区切った方がよろしいだろうというご意見でございますか。

浅野委員 そこにそういう項目を設けてもらえば、それにみんな回答できるのではないですか。

大村委員長 余りいっぱい書いて、前やった事業が失敗だったんじゃないかと思えてはまずいんじゃないですか。
ほかに何かございましょうか。

関田委員 費用対効果の分析は事前評価で一般的に使われるんですけど、事後評価を行うときに事業完了のときに効果が十分出ている場合と出ない場合があって、それは事前評価の過程でそういう議論があっていつごろ評価するかという場合があるんじゃないですか。完了のときにはとりあえずしなきゃいけないと思うんですけれども、効果がタイムラグがあったりするような場合、そういうことが起こるんじゃないかと思うんですけれども。

森杉委員 そういうのは事後評価でも将来の予測も入らざるを得ないのですね。例えば、道路ですと比較的カウントして道路の交通量は分かりやすいですが、将来の便益を計算しないことには費用対効果の比率は計算できませんので、事後評価ですが30年後の将来まで交通量はどうなるだろうとか、そういうことを予測して事後評価をやらざるを得ないのですね。そういう意味においては事後評価といっても予測を含んでいるのです。逆に、道路の場合は比較的分かりやすいのですが、防災関係になりますと災害が全くなかったら、それで終わらざるを得ないのです。災害があったような場合には、もしもこの堤防なりがなかったならば、これがこれだけになる被害があったらうけれども今回の場合はこれが防げた、こういう事後評価が河川関係でしたらできますが、実際ないと、今のところありませんということで終わらざるを得な

いのです。

大村委員長 よろしいですか。

関田委員 だから、ある種の確率で起こってるわけなので、期待値のようなものを考えてやるとか、やり方があると思います。

森杉委員 それは結局予測ですので事前評価と同じ結果になります。それで防災関係は少し難しいなという感じがしているのです。

沼倉委員 部会でも結構この辺が議論になったのですが、道路のように比較的簡単に予測がつくものについてはB/Cまで求めたいという意見がありました。ただ、やはりB/Cを計算するのはコストのかかる話でございまして、防災についてはなかったらその時点でいいんじゃないかということもありますし、農業政策については何をもって、最初のB/Cをつくるという段階からいろんな事業の性格によってB/Cの出し方が違うという問題も含んでおりますので、なるべくB/Cに近い形で効果が測定できるようなものを、事業の種類によって検討していきましょうというのが、実はまだ決まりきっていない形で話が出たという状況なので、まだ課題があるなと感じております。

大村委員長 はい、ありがとうございます。
ほかにございましょうか。

沼倉委員 6番目の部会意見対応状況報告書ですが、今回要領の方に盛り込まれたのですけれども、前に問題視されたものについてどういうフォローアップがなされているかということでございますので、モニタリングとして見ますと非常に良い内容、問題となるものについてのポイントを絞ったフォローアップができるものとなっておりますので、今回、大規模事業評価の方で付記事項としてあることについても、このようなフォローアップできるシステムがあると有用ではないかなというふうに思っています。

大村委員長 はい、ありがとうございます。
ほかに意見ございませんか。

ございませんでしたら、部会で出てきた四つの付記事項に、様式の記載をするときにもっと細かな区分けをしておいているような問題点を反映させたらどうかというご指摘、その辺を加えて同意するというようなことでよろしゅうございますか。私は基本的にもし皆さんからなければそれでよろしいと思いますが、よろしゅうございますね。

若干気になっているのは、公共事業とか何かの枠組みを整理しているんだけれども、公共事業自体がどんどん民間開放というようなことをされていく動きが片一方にあって、そうするとその県民満足度みたいなことを考えていく場合に、民間に開放するのが単に行政の内部の経済的な事情とか何かだけではなくて、民間満足度がそれでさらに得られるという視点が僕

はとっても大切なんじゃないかというふうに思っておるんですが、なかなかそういう民間のNPOにも任せたとか何かというような仕掛けのものの評価というのは多分やる仕組みにはなっていないような気がするんですよ。今回のこの話ではないと思っておりますけれども、公共事業が非常に多様になっていく中での評価システムというか、それも何か追っつけいるのではないのかなというふうに実はちょっと考えております。今回のものに直接ではないけれど、公共事業を限定して考えていくと分かりやすくなって、評価しやすくなっていくことは事実だけれども、本当に県民満足度というのを全体でとらえると少し限定し過ぎていくかなというのをちょっと気にしているということだけ追加で入れさせていただいて、本日の話とは直接関係ないと思いますが気がついたときに申し上げておかないと、後忘れてしまいますので。

森杉委員 国の方は道路公団を民営化しましたが、これは全部、事業評価の対象にそのまま続いています。

大村委員長 いろいろありますけれども、例えば一番簡単でわかりやすいのはアクセス鉄道みたいなのですね。あのようなやつはだれがどうやって評価するかというと、ここでは余り問題にならないわけですよ。

森杉委員 これははじめの段階で議論されて今回は外すということを県としては決められたのですよね。

大村委員長 しかし、実際的には運用されてみるとどうなるか、ということはありませんよね。

森杉委員 それはその段階で入れるべきだったという意見ももちろんあったと思います。

大村委員長 だから民間に開放していくレベルというのがどんどんどんどん広がってきているような気がするんですよ。建設だけでなく運用や何かに関しましても。だからそれをどういうふうに見ていくのかというのは行政評価と呼んでいいのかどうか、その辺ちょっと悩ましい話だけど、県民満足度を得るために県が何らかの形で関わったり、音頭を取ったりしているようなものをどうするのか。

森杉委員 あと、JRは対象になっていますね、事業評価の。アクセス鉄道だけですね、問題は。

大村委員長 その辺少し、私は.....。

関田委員 委員長の言われた、今まで公的セクターが行っていた事業等を民間にしていく、PFIとかアクセス鉄道とかそういうのはその例だと思うんですが、県の行政というのは、やはり県民が生活あるいはさまざまな産業分野でどの

ような満足度を感じるかというところが最終的には行き着く評価だと思うんですね。県の財源を使うというのも一つの方法だし、民間の活力を使うというのも方法だし、ボランティアの資源を使うのも一つだし、そのような組み合わせで行政を行っていく、そういう選択肢がたくさんあると思うんです。その中で補助金を入れたり、あるいは組織づくりに何らかの人的貢献をするとか、さまざまなやり方があると思うんですね。いずれの方法においても最終的には県民がどうそれに対して満足するかというのが行政の責任だと思いますので、やはり全体的な評価の中に委員長の言われたような仕組みをやっぱり入れていかないと、行政だけがやっていけばそれですべてすばらしい、しかし県民が必ずしも満足していないという乖離が起こる可能性があります。その方法論はいろいろ議論あると思いますけれども、ぜひそういう方向で進めていった方がいいんじゃないかと思います。

大村委員長 地域振興センターでは、指定管理者なんていうので仙台市から受けたりしたものがあっても、やっぱり行政が金銭的に、財政的に困難なときによくなるというような形で外に出してしまうというのはよく分かるんですけれども、その結果が仙台市が発注したものであれば仙台市民がそれによって喜ぶというか、喜んでくれるという状況をどうつくるかというのをどこかで本当は見えていないと、指定管理とってどんどん出してしまうといいかどうかとかいう話もあるんじゃないかなというような気がちょっとしてましてね。

すいません、この話をやっている時間がどんどんなくなりますので、本題に戻らせていただきたいと思います。

それでは、ただいまの第2番目の審議事項、「行政評価制度の改正案」につきましては、先ほどの4点を加えまして、その4点のうちの一つはもう少ししっかり書き込むことを加えて一応了承したということをお願いしたいと思います。

それでは、その次でございます。「報告 宮城の将来ビジョン」に入りたいと思います。では、県の方からご説明をお願いいたします。

伊藤課長 はい、政策課長の伊藤でございます。10分ほどお時間をいただいて説明させていただきます。

資料につきましては、報告資料の5と報告資料の5-1でございます。

5の方は今年の1月10日だと思いますが、星宮東北学院大学の学長さんが審議会の会長をやっておられる宮城県総合計画審議会から答申をいただきました。その内容そのものでございます。

5-1の方は、それを章立てに沿ってかいつまんで整理したものでございますので、基本的にはこの5-1で説明をさせていただきます。

まずこのビジョンができて上がるまでの経過なんですけど、昨年4月から作業を始めてまいりまして、この間、県民会議、これは公募の県民の方からのいろんな意見を数回にわたっていただくということでございましたが、それから県内3カ所でのタウンミーティング、それからパブリックコメントなどをやってまいりました。その成果を生かしつつ議論を重ねていただ

きまして、総合計画審議会から答申をいただいたということであります。

今回のこのビジョン自体はこの2月議会に議案としてお諮りをしておりまして、平成14年度にいわゆる総合的計画なり5年以上の計画について議会の議決をいただくことになりましたので、県の総合計画としては初めて議会の議決を受けるということになっております。

まず、報告資料5-1でございますが、4章立てになっているわけですが、これまでの総合計画との大きな違いだけをはじめに申し上げたいと思います。これまでの総合計画は、現行の政策評価指標を掲げた「豊かさ実感みやぎ」の総合計画でございますが、いわゆるフルセット型と称しております。基本構想あるいは戦略的プロジェクト、地域ビジョンと三つの要素から成り立っております。ボリュームは100ページぐらいにわたるものでございました。今回はビジョン型といたしました。実際、各県とも、県によっては総合計画自体をつくらぬ県も出てまいったり、単年度で回す県も出てまいりましたし、3年、5年、方向性だけを示すというふうな性格のものへと大分変わってきております。

本県においても現在の総合計画を立てたときの見通しが、人口にしても、あるいは経済の見通しにしても、財政の見通しにしても大分変化が激しいものですから、やはりそういう意味では大きな方向性だけは見定めつつも、やはり非常に柔軟な形で県の行政活動の方針をまとめたものをつくっていくべきだろうということになりまして、また一方では市町村合併がかなり進みまして半分ぐらゐの市町村になっておりまして、県以上に市の役割も大事になってまいりました。また、県自体の財政もなかなか改善しない、逆に厳しい中で具体的に県民の皆さんに責任を持ってどういう形で県の行政の方針を打ち出していくかということ等々を考えまして、今回はビジョン型ということにいたしました。

内容は、あらかじめ申し上げますが、第1章第4節、今申し上げましたように、総合計画本体、あるいは議決を受ける本体そのものとは別に3年を期間とする行動計画を別途定めるということにいたしております。いわゆる実施計画、現在は行動計画と申し上げていますが、その中ではこの3年で我々が取り組むべき目標数値などを掲げて進めていきたいということと、行政評価システムによって事業の有効性や効率などを検証しながら推進していきたいということにしております。

いわゆる中身の方なんですが、第2章でございます。「富県共創！活力と安らぎの邦づくり」という基本理念を掲げまして三つの取り組みをしてまいりたいということです。1番目は「富県宮城の実現」ということで、県内総生産10兆円に挑戦していきたい。県民や企業の皆さんと共有の目標として挑戦していきたいということであります。2点目は「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、3点目が「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」であります。これらをさらに第3章で政策推進の基本方向ということで、それぞれにブレイクダウンしております。富県宮城については五つの柱を立てております。また、第2番目の安心と活力関係につきましても五つでございまして、第3節についての安全県土については四つでございまして、

さらにそれを第4章におきまして33の取り組みに体系化、あるいは位置づ

けをしております。

第1節の「富県宮城の実現 県内総生産10兆円の挑戦」につきましては、ここに書いてございます第3章の五つの柱に沿ってそれぞれの取り組みをやることにしております。五つを提示しております、製造業の振興から始まりまして、宮城の飛躍を支える産業基盤の整備ということでもあります。

また、第2節の「安心と活力に満ちた地域社会づくり」については、子育てから始まりまして外国人の活躍できる地域づくりということで、14の取り組みを掲げております。

3番目につきましては「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」でございまして、これについては七つの取り組みを掲げたということでございます。

今回の将来ビジョンの内容的な特徴といたしましては、10兆円というものを掲げまして、まず経済基盤を確立していくということを重点化いたしました。考え方としては、そのことによってより福祉・環境・教育あるいは社会資本の整備を充実していきたいということで、富県そのもの自体は手段であるという考え方に立っているわけでもあります。

また、2番目の内容的な特徴としては、子育てから始まりまして教育の問題、それから高齢者、女性、障害者の問題、外国人の問題を含めまして人づくりについて重点的にやってまいりたいということでもあります。

3つ目の特徴としては、宮城県においてかなりの確率で起こるであろう宮城県沖地震に対してははっきりした対策をより重点化してまとめたということでございます。

以上簡単ではございますが、宮城の将来ビジョンの概要について説明させていただきます。

大村委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問ございましたらどうぞ。

森杉委員 先ほどから話題になっておりました4章の方の施策に相当する部分、これは政策評価の項目とどんな関係になっているのか、今わかれば教えていただきたいのですが。大体同じだとか、その程度でよいのですが。

伊藤課長 非常に簡潔に申し上げますと、これまでは福祉・環境・教育を充実することを重点化してまいりましたので、要するに行政活動の重点化の部分がある意味大分変わっております。したがって、県の全体計画の中身が変わっておりますので、そういう意味では当然掲げてくる指標なり目標も例えば10兆円を典型とするように大きく変わってきております。ただ、そういう中で特に第2節にあります子育てから教育なり、あるいは第3節の環境部分、つまり引き続き県として取り組んでいくことについては大きくは変わらないだろうというふうに思いますが、ただこれまでの政策・施策の体系の考え方とはまた違ったアクセントづけといえますか、まとめ方をしていますのでその部分は違うと言えば違うかも知れません。

大村委員長 どうぞ。

関田委員 違いを、例えば3点とか5点で挙げると。

伊藤課長 産業の振興関係で食品製造業とか一般的な製造業に関して、例えば10兆円に関連して2割ぐらい生産額なり付加価値を上げたい。どちらかという、一つはそういうようなことを申し上げてきております。そういう意味では10兆円に関連して特に産業についてはものづくりとサービス産業関係、情報関連産業を含めてそこら辺を重点化して、なおかつ10兆円関連の数値目標を掲げてというところは特化しているのではないかとこのところがあります。

あともう一つは、これもどちらかというともうちょっと大きく出ていた部分で、福祉・教育・医療・保健あたりの分野なんです、ここら辺は今回かなり第2節で束ねましたので、その部分は政策・施策の関係からいうと、随分思い切った束ね方をしたなという印象をお持ちかもしれませんが、我々としてはそういう整理をさせていただいたということです。逆に第3節のように環境と地震対策についてはある意味施策部分の位置づけにあったものをもっと、格上げと言ったら変ですけども、そういうところに掲げるというようなやり方をしております。

もう一つは、例えば今まで地域ビジョンをつくってございましたけれども、地域ビジョンにつきましては今回は市町村との対等の関係であるということもあります、現実にはやはり栗原、登米に見られるように、県がこれまで長期計画をつくっていた部分が一つの市になっておりますので、その合併建設計画なり市が目指す将来像を応援していくという立場で、県として先導したビジョンをつくっておりません。ただ、先般の政策評価部会でもご質問がありましたが、仙台都市圏とその他の圏域の地域間格差の問題についての基本的考え方などは記載いたしております。

なかなかきちんとした説明をしにくいところもあるんですけども、今申し上げたような三つぐらいのところ、今回の計画とこれまでの豊かさ実感みやぎの計画の差があるんだというふうに思っております。

関田委員 ありがとうございます。

この議論は県民満足度の意向というのがどういうところに反映されているんでしょうか。

伊藤課長 県民満足度につきましては、かねてから県民満足度調査の傾向を見ますと、保健・医療・福祉がまず大事であるということとか、環境が大事であるとか、雇用が大事であるということについては承知をしております。その中で保健・医療・福祉や環境を大事にする上でもいわゆる県民の皆様から見れば雇用ということになるんですが、経済基盤をまず第一にすると。手だてとしてはそういう考え方でその手だてに持っていったということでもあります。

実際にこのビジョン自体を策定する過程の中では、私どももこれまでの総合計画ですと、県民満足度とか行政評価のシステムがない時代は、外部シンクタンクに委託をして、そういうことを県民意識調査ということで改

めて調査していたわけですから、私どもなりに各年のそういう傾向、この5年についてはつかんでおりましたので、それらを踏まえつつ、もう一方では先ほど申しあげました県民会議、あるいはタウンミーティング、パブリックコメント、それらを頭の中に入れながら整理をさせていただきました。県民満足度のとらえ方にもよるんですが、当面のことと中・長期的なことを考えたときに、今回はビジョン型ということを考え合わせまして、福祉・環境・教育が望まれているのも十分承知しながら、そのためにも経済基盤の確立がまず重要だろうというようなことでこの計画をまとめたものでございます。

大村委員長　この計画そのものにここで発言するわけにもいかないもので、こうした枠組みと我々の役割がどんなふうにつながるかというあたりが大きなテーマになるんだろうというふうに思います。どうぞ。

大滝委員　これは政策評価部会で発言したことと同じ、繰り返しになってしまうんですけども、今のお話でも比較的経済政策、産業経済政策に力点を置いて、そこでかなりはっきりとした数値目標をつくってという点では分かりやすくなっているんじゃないかと思うんです。特に産業とか経済というのは結果がはっきり出ますから、そういう意味での分かりやすさというのはあると思うんですけども、私はぜひこれを具体的に、例えばこれから指標をつくらせるとかなんとかと考えるとき、この富県共創の「共創」という部分を特に意識してほしいというふうに思うんですね。だからさっきの大村先生がおっしゃったような、公共事業を外に出していくとか、あれも一種の民間とのやりとりをするというその部分だと思っただけです。それから例えば観光の振興とかデスティネーションキャンペーンとかという話もあって、これもやっぱり基本的には県民がそこに入ってきて観光をつくっていくという側面があるので、観光事業の業者の人たちに頑張ってもらおうという発想ではないはずだと思うんです。そうだとすると、そういうものがうまくこういう政策の評価などに反映できるようにしていかないと、従来型の産業振興とか経済政策と余り変わらなくなってしまうんじゃないかという気がするんですね。それは、私は限界がもう来ていると思うので、富県共創の「共創」という部分を少し意識したような計画の進め方とかプロセスの評価をぜひ考えるべきだと思うんです。仮に経済というところで限定したとしても、今それが非常に重要になってきているわけですから、これからそこをしっかりとやっていくことが必要かと。それは我々がこれからやろうとしていることとも非常に密接に関わってくるんじゃないかなと思っています。

大村委員長　はい、ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

質問がなければいろいろご意見いただきましたが、いわゆるビジョンというので柔軟な計画であるという場合に、それに政策・施策の評価をどう合わせるのかというのはなかなか難しいようでもあるけれども、片一方では大変わかりやすい10兆円とかいう話があるわけだから、10兆円という話だと今か

らいけば1年幾らぐらいが平均であるかというのはよく見えるので、株式会社の仕事の仕方に近いところもありますよね。そういうような意味ではわかりやすい部分もあるわけですが、今のお話の中で共創と言っている「みんなで作る」という仕組みの中でどういう評価をしていくのか、やっぱりみんなが満足を持ちながら生き生きと何かやれるというのがベースになると思いますので、その辺の評価の仕組みというのをつくっていく必要があるのかなというようなことを特に感じました。

どうもありがとうございました。

それでは、4番の「その他」に移りたいと思いますが、これは平成19年度の行政評価委員会の各部会の開催予定についての説明があるということでございます。事務局の方からどうぞ。

末長室長 報告資料6になります。

平成19年度の行政評価委員会の開催予定ということですが、まず、行政評価委員会につきましては、先ほどご説明しましたように宮城将来ビジョンの策定に伴う行政評価制度の見直しについて、それから各部会の審議結果について、平成19年度の評価の結果について、4月から9月くらいの間におおむね2回程度、それから2月中に1回、合計3回程度開催する予定でございます。

それから、政策評価部会につきましては、同じように行政評価制度の見直しについて、それから平成19年度の政策評価・施策評価についての審議を予定しておりますので、部会については3回から4回程度、それから分科会については政策評価部会のときにご説明しましたようにスケジュールがちょっときついということもありますので、1回から2回程度を予定しております。

それから大規模事業評価部会につきましては、今現在、案件について未定の部分があります。4月ぐらいに詳細が決定しますので、その段階でご通知申し上げたいというふうに思います。案件がもし出れば、1件当たり3回から4回程度という開催予定となります。

公共事業評価部会につきましては、19年度は14件程度の審議予定でございます。6回程度の部会と1回程度の現地調査を予定しております。

以上が平成19年度の行政評価委員会の開催予定でございます。以上です。

大村委員長 はい、ありがとうございます。

何かご質問ございましょうか。

ないようでございませんでしたら、以上で議事を終了したいと思います。よろしゅうございますか。

それではこれで議事を終了いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、平成18年度宮城県行政評価委員会を終了いたします。本日はどうもご苦労さまでした。

宮城県行政評価委員会

議事録署名委員 水原 克敏

議事録署名委員 関田 康慶